

景観にさぐる中世：変貌する村の姿と荘園史研究

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授：日本史

<https://hdl.handle.net/2324/21647>

出版情報：1995-12-20. 新人物往来社
バージョン：
権利関係：

本書の構成（ガイドランス）

第I部は地名「みそさく」^(④)「ようじやく」を扱う。領主直営田である御正作、用作の遺称地名である。この地名を手がかりにして、中世の一等田であった正作（用作）田のあり方や、村の姿を考える試みである。

最初には周防国仁保庄をフィールドとした（第一章）。ここでは仁保庄における用作地名と菩提寺などのあり方から、地頭平子氏歴代の拠点を明らかにする。そして歴代拠点の移動の様子が、古文書に記される嫡子相伝の形態とは不整合であることから、古文書を再検討してみた。そして嫡子相伝と記述している文書が、未来年号を用いていることを手がかりに、嫡子相伝とは偽文書作成による粉飾であることを明らかにし、偽文書中の文言からその作成時期を推定した。いわば現地景観の調査により古文書のウソをみやぶることができた事例の紹介である。

第二章ではみそさく地名の意味が判明するまでのプロセスを述べ、

ついで東国各地に残るみそさく地名を順次現地調査し、その結果を報告する。従来中世史研究のフィールドとはみなされなかった地域であっても、キーワード「みそさく」を導入することによって、中世の村の復原が可能となること、また新たな研究視角が得られることを述べてみたい。

第三章では研究史上有名な常陸国真壁郡長岡村をとりあげる。本書の場合は近世検地帳に記載された地名の聞取収集による復原作業を行ない、その結果をもとに、里と山の景観復原を行なった。里では「みそさく」や「堀の内」前田」等の水田地域を復原し、山では「かのう」「かの畑」の地名をキーワードに焼畑を考えた。また中世の村の境界を現地に即して確定し、山の境が水利をも定めていたこと、つまり山が耕地の景観を規定することにもふれた。かくして加波山麓の中世の里と山が復原される。

第四章では大井川氾濫原における中世景観を遠江国初倉庄藤守村を

素材に検討し、堤防に守られた中世の村の姿と御正作を復原する。

第五章では東大寺領荘園として著名な周防国与田保における用字地名を手がかりに、低湿地における排水路開鑿の問題を考えた。

第六章では第二章の方法にならない、防長二国(山口県)の用字地名を現地調査した結果の報告である。例えば国衙直営用水(乙井手)を引水する西佐波令では、用字にかかる用水がきわめて強い水利権を有していることが明らかとなる。まためにおいては別に行なった二豊(豊前・豊後)のユウジャク調査の結果もふまえて、東国と西国の正作・用字の比較を行ない、東国に湿田型の、西国に乾田型の用字が多いことを明らかにする。また乾田型と湿田型の併置も多いことから、強湿田における用字の設定は、あらゆる異常気象に備える全天候型であることと、極端に自然に対して弱かった中世農業において、種子農料の下行など、領主の勸農行為が果たした役割を考えた。また多くの地方にみられる用字と井料田・神田とを併置することの、領主にとっての効果を考えてみた。

第七章では筑後川下流域の肥前国神崎庄、筑後国三瀧庄をとりあげてみた。この低平デルタ地帯では、自然灌漑が可能な引水地域(ひきみず)と、ホリに湛水した水を人力(踏車や打桶)で揚水するクリーク地帯に二分される。前者の引水地域の事例としては近藤文書の詳しい記述をもとに、三瀧庄荒木村の景観復原を行なった。また荒木村に隣接する田川では、用字地名が最も水利権の強い地域に残ることも言及する。また神崎庄の用字の場合は、明書にも記され、日宋貿易の港であったと考えられる蓮池(蒲田津)とのかかわりから、水田の観点のみでなく、流通

路上に「用字所郷」が置かれた意味をも考えた。つづいてクリーク地帯では用字地名のほか、松浦山代文書中の八院、白垣村に関する記述を手がかりにクリーク灌漑の沿革について考えてみた。特にこの地域では潮汐の影響を受け、満潮時に筑後川を逆流してくる淡水を「あお」と呼んで灌漑に利用している。この神秘的な「あお」について、アジア各地の潮汐灌漑をも参照しつつ、その歴史を考えた。

つづいて第II部では「地名の史料学」を用意した。本書は地名を基本史料とする。地名の歴史的性格を究明しておくことは不可欠と考えた。いわば地名の史料批判(テキストクリティーク)である。

地名には行政地名と慣用・私称地名がある。明治六年(一八七三)以降、地租改正にもなう土地台帳の整備の中で、行政地名である小字が決定されていくが、そのおりに多くの地名が小字に採用されない場合があった。その小字にならなかった地名は慣用地名・私称地名(本書では通称地名と呼ぶ)として残り、聞取調査によって収集することができ。第一章ではそのことを江戸時代に行なわれた北浦定政の平城京地名調査と関連づけて述べてみた。

なお小字以外の通称地名を聞取調査により収集する作業は第I部から第IV部までを通じて、本書における一貫した基礎作業となっており、特に巻末に掲載した付図においては、通称地名は緑色、小字は赤色で印刷し、区別してそのことをわかりやすくするとともに、通称地名収集の必要性を強調することとした(一部図版では通称地名も単色となっている)。

つづいて第二章以下では小地名の歴史性（編年・来歴等）を考えるため、中世の荘園絵図や古文書に記された字名と、近世および現代の字名（小地名）との比較や、古文書にみえる名田分布と名の遺称地名との比較などを行なった。なお第II部については別に導入となる説明（はじめに）を用意したので参照されたい。

第III部は主として個別荘園における中世景観の復原事例であるが、本書が採用した景観の遡及的復原法、即ち現在の景観から近世、近代に付加された要素をとり除いて、中世景観の骨格をみとおし、さらに中世史料によってその肉付けを行なう作業を具体的に説明した。

なぜ現地調査が必要なのか。そこで中世の干拓史料を多く残す播磨国福井庄や肥後国八代庄等を取りあげ、古文書にみえる「樋守」が、つい先頃まで活躍していたことや、条里記載によって中世の塩損（台風などによる被害）の状況が具体的にわかること、また中世以降の干拓の進展の状況などを明らかにする（第一章第一節）。

つづいて播磨国大部庄を素材に、用水や池などの編年を、土木技術の観点や近世史料に基づいて行ない、その結果、まず近世の築造にかかわる要素（近世の用水、池）を排除する。次に中世史料によって中世水田の分布域や、近世に大規模用水が開鑿される以前にあった、いくつかの小さな中世溜池の存在などを明らかにし、中世の土木技術と、それによって規定されていた中世景観を復原する。遡及的復原法の典型的事例である。また復原結果を素に、中世史料にみえる用水相論が近世以降の用水相論とは異質であったことも検討する。遡及的復原法

においても連続性のみならず、異質性の解明が可能である（以上第一章第二節）。

次に耕地景観の復原のほかに、集落・村落部分の復原作業を行なうため、考古学的な成果と、文献史料の記述との対比を行なってみた。文献とは一見矛盾するような多くの側面と、そのことのもつ意味を明らかにしたい（以上第一章第三節）。

さらにひきつづいて、景観の復原のみならず、中世の人々の心の復原を行なう手がかりとして、古道を考えた。いわば古道を歩む人々の心の復原である。主な素材として、熊野御幸道と、それと交錯しつつ同じく熊野にむかう小栗街道をとりあげた。陽の道と陰の道、貴の道と賤の道を対比しつつ、賤の側にたって考えてみたものである。

つづいて第二章では備後国地岬庄をとりあげた。最初にこの庄の地頭山内首藤氏について、近年紹介された新史料等によりつつ、備後以外の山内首藤氏を含めた観点にたつた分析や、『問わず語り』にみえる広沢・和知一族との交流もふまえた位置づけを行なう。内からではなく、外からみた山内首藤氏の概観のつもりであるが、鎌倉期には弱小傍流であった家が、南北朝内乱を契機に、宮方についた有力家を倒し、飛躍的に発展するプロセスと内部対立のさまを追う（第二章第一節）。

この庄の景観復原においては高山門田こうやまと呼ばれる直営田の復原を行ないつつ、各名の立地や、灌漑条件を順次明らかにしていく。中世の溜池が洪水により被害を受けたのち復旧されず、別途地頭によって新規の用水開鑿が行なわれていくことや、中世の境界が今日に継承されて用水配分をも規定していること、またこうしたいくつかの事例を通

じて、中世の土木技術のあり方を考えた（第二章第二節）。

第三節では地厩庄の領家像について、知行が困難なままに売却されていく荘園文書を通じて検討を行なった。混乱する事態の中で、訴訟のプロ（雑掌）が暗躍し、相互に対立する在地領主、雑掌、上級領主はそれぞれ自らに有利な側と結びついていく。

第三章は安芸国三入庄の復原である。この庄の地頭熊谷氏の所領・門田屋敷の復原作業を通じて、南北朝期以前の熊谷氏嫡流の基盤が、従来の研究史がいていたような強大なものではなく、三入庄内でも限られた一つの谷にすぎなかったことを明らかにする。そしてこの現地調査によって得られた視点にたつて再整理してみると、従来一族の統率者と見做されてきた熊谷直経以外にも、彼と対等の位置にあった人物が数名いたこと、とりわけ南北朝内乱初期の直経は、千早城での負傷のため、建武新政権に何ら貢献できず大きく出遅れていたこと、むしろ新政権からは疑惑の目でみられていた可能性さえあって、直経に与えられたはずの三入本庄は、実は、軍事的に活躍した一族内の別の人物にも同時に与えられていたことなどが次第に明らかになっていく。

第四章では伯耆国国延保をとりあげる。最初にこの保の沿革をみる。この保の領主であった醍醐寺・蓮蔵院は元来大江広元の後裔、六波羅評定衆長井氏の氏寺であり、その一門子弟が入寺していたが、鎌倉末期には六波羅探題北条氏の子弟が入寺する事態となる。寺院における得宗（北条氏一門）専制の波及である。こうした中で国延保の伝領も南北朝動乱の影響を受けるが、貞和年間に蓮蔵院と守護の間で下地

が中分される。この時の中分史料をもとに現地を復原するが、作業は最初に史料の錯簡修正から始めることとなる。その場合記載原則の発見が大きな手がかりとなる。

第五章では豊前国金田庄をみる。最初にその沿革をみるが、新史料である青柳種信資料により従来の久我家領とする見解を壬生家領に改める。しかし一門の混乱から壬生家の領家支配に困難があり、その間に地頭二階堂氏が、真に領家職を把握した側と結びついて、その中で正平検注が行なわれる。つづいて前章と同じくその史料（正平取帳）の錯簡修正を行なうが、その前提として史料の性格と記載方法の原則を明らかにしておく。

第四章、第五章を通じ、現地調査の成果として、名の分布の形態が明らかとなり、いくつかのタイプに分類できた。散的なもの、集中的なもの、近世の村にも近いような形態のもの等々である。こうした各種の名を規模等に応じて分類するとともに、それらを灌漑水系等も含めた視点から分析することができたが、第五章では灌漑に関連して名が勸農の単位としても重要な意味をもつことに言及した。

第六章は長い章になってしまったが、肥前国長嶋庄と地頭橘薩摩氏を扱ったものである。最初に長嶋庄の成立過程を郡衙との関係において考察する。郡衙官人と庄成立後の政所の構成員らとの花押の一致が素材となる。一方橘薩摩氏の出自等も古記録類により検討してみる。つづいて現地に残る地名の収集によって武雄盆地一帯の条里の復原作業を行なう。

この復原作業によって、条里坪付によって記された各村の地頭たち

の所領のあり方が詳細に判明する。その第一は花嶋村である。花嶋村地頭の所領は名田の部分と十葉、小葉とも呼ばれる浮田からなっている。浮田はいわゆる一色田(間田)であり、給免田を多く含み、開墾田である。地頭は溜池からの用水を、河川を越える樋によって渡すなどの高度な土木技術を用いつつ、浮田の拡大を図っていく。

つづいて橘薩摩一族内の各流の領主支配の展開を検討し、庄外の肥後国球磨郡に基盤をおいた、かつての嫡流(公員流)、狭少な上野村に基盤をおいた一流(公助流)の動向をみたのち、下村を基盤とし、のち戦国時代まで覇権を握る一流(公義流)の、それぞれの動向をみる。特に有明海の干満の影響を受ける潮見川の大日井手周辺に、公義の三子館を構える領主支配のあり方等をみてみたい。

次に特異な史料である「村立」記録を検討する。南北朝期に一族が恩賞を請求するにあたり、一族総員の八〇名の評価を一〇ランクに分けて定めたものである。この史料の背景に、惣領が確定し得ない状況であったことや、長嶋庄に定着するものと、庄以外(京・肥後)に基盤をもつものとの混合体としての一族の特殊性があったことをみる。また各村ごとの動向などもみつづ、村立記録における各村・各員の評価との関連をみていきたい。

こうした一族のあり方の中で、庄政所であった中橋や、東福寺谷をめぐる領家と地頭の抗争にもふれてみたい。

第III部の最後には散村から集村への変化と、それともなう名田体制の解体のもつ意味を考えてみた。

第IV部では中世城館をとりあげた。城館は軍事施設であるから、従来城館研究者と荘園史研究者は別であることが多かったが、中世城館においては戦闘が日常的に行なわれていたわけではない。そこで本書は城館の日常的な機能を、主として社会経済史的な側面から考察することとし、交通・流通をはじめとする各方面から検討を行なった。そのことによって荘園史研究と城館研究の接点をさぐってみたいと考えたのである。併せて一国一城令によって武装解除された近世の城と、それ以前の中世の城との連続面、非連続面をも考えてみた(第一章)。次いで軍事連絡路として、のろし・鐘・旗などのかかわりを考えてみた。主として近世の史料によったが、西蝦夷地から琉球まで、幕府・藩から米相場師まで、あまねく存在していた近世ののろしを手がかりに、中世ののろしも考えてみようとしたものである(第二章)。

以上、本書では各地域におけるそれぞれの歴史を、主として景観によって叙述する方法をとったから、論点は必ずしも一貫してはいないが、景観、現地そのものを歴史素材としていく問題意識と方法においては、ほぼ共通し、一貫しているつもりである。